

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 知財関連無料法律相談のご案内

JETRO 北京事務所では、中国における日系企業の知財活動を支援するため、ニセモノや特許権侵害問題、ノウハウ等の流出から現地での R&D 活動・技術ライセンス問題、中国における商標、専利（発明、実用新案、意匠）の個別事案、技術取引における法務／金融／契約等に関する無料相談サービスを実施しています。本サービスでは専門家からのアドバイスを日本語で受けることができます。

相談サービスにつきましては、以下の法律事務所・専利代理事務所の協力を得ています。

- ・北京市天達律師事務所
- ・北京集佳知識産権代理有限公司

相談をご希望の方は、必要事項を以下申込先まで E-Mail でお申し込みください。

<必要事項>

- ・相談者情報（勤務先、所属部署、氏名、電話番号、E-Mail）
- ・相談希望日時
- ・相談内容（相談の背景、現状問題となっている事項含め、可能な範囲で詳細にご記入ください）

※ご相談いただいた内容については、外部公表いたしません。

<申込先>

JETRO 北京事務所知的財産権部  
E-Mail : post@jetro-pkip.org

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○ 法律・法規等

1. CFDA、「薬品登録管理弁法」改正案を公表、パブコメを募集(国家食品薬品監督管理総局公式サイト 2013年11月18日)
2. 国務院法制弁、立法プロジェクトについて提案を公募(国務院法制弁公室公式サイト 2013年11月26日)
3. 遼寧省専利条例、特許詐称に最高20万元の制裁金(遼寧省人民政府サイト 2013年11月30日)
4. 国家知識産権局、専利法改正シンポジウムを開催(国家知識産権戦略網 2013年11月29日)
5. 遼寧省、新「専利条例」で処罰の自由裁量権が廃止(国家知識産権戦略網 2013年12

月10日)

○ 中央政府の動き

1. 中国・EU イノベーション協力対話、複数分野で協力合意(出典：新華網 2013年11月22日)
2. 発展改革委が企業技術センター評価結果を公表、特許が重要な指標に(国家知識産権戦略網 2013年11月29日)
3. 国家知識産権局、7つの産業専利分析報告書を発表(国家知識産権戦略網 2013年12月5日)
4. 中英特許審査ハイウェイ試行プログラム、来年7月から実施(国家知識産権網 2013年12月4日)
5. 全国著作権標準化技術委員会が北京で設立、国家標準作成などを担当(新華網 2013年12月9日)
6. 2013年度中国知的財産権海外交流活動、5日にワシントンで開催(新華網 2013年12月7日)
7. 第19回中韓特許庁長官会合が北京で開催、全面協力覚書などを締結(国家知識産権網 2013年12月11日)
8. UKIPO が工商総局を訪問、協力強化などで会談(工商総局公式サイト 2013年12月10日)
9. 第24回 JCCT、19日から開催、米国側関心事項に知的財産権など(商務部公式サイト 2013年12月16日)

○ 地方政府の動き

1. 上海税関、知的財産権保護で市公安局と協力覚書締結(上海市政府公式サイト 2013年11月15日)
2. 上海、集積回路知的財産権登録費用に補助金、最高2500元(上海市政府公式サイト 2013年11月28日)
3. 専利復審委と北京市知識産権局、企業の「真の声」に耳を傾ける(国家知識産権網 2013年12月5日)
4. 重慶市、LED 産業の特許分析成果に関する推進会を開催(国家知識産権網 2013年12月4日)
5. 天津市科学技術委、イノベーション人材推進計画の実施プランを発表(新華網 2013年12月9日)
6. 上海の知的財産権取引額と担保融資、逐年増加傾向に(新華網 2013年12月7日)
7. 浙江省知的財産権保護支援センター、知的財産権制度集を編纂(国家知識産権網 2013年12月7日)
8. 深セン市、つくば市のイノベーション人材を狙い「英才懇親会」実施へ(新華網 2013年12月17日)
9. 江蘇、浙江、上海の工商局、公正取引に関する法執行協力で会合(工商総局公式サイト 2013年12月16日)

○ 司法関連の動き

1. 三中全会「決定」：知的財産権裁判所の設立を模索(新華網 2013年11月17日)
2. 「ネット上の反独占訴訟の第一事件」、最高裁で審理開始!(中国知識産権資訊網 2013年11月27日)

3. 百度：動画サイトとの著作権侵害訴訟で一審敗訴、49万元の損害賠償(新華網 2013年12月3日)
4. 北京高裁、ショッピングセンターにおける商標権侵害問題シンポジウムを開催(工商総局公式サイト 2013年12月12日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 上海市工商局、「傍名牌」取り締まりを強化、782件摘発(工商総局公式サイト 2013年11月27日)
2. 出版社30社とタオバオ、海賊版図書通販の取り締まりで提携強化(中国知識産権资讯网 2013年12月5日)
3. 広東省工商局、全国で最も多い商標違法・侵害事件を摘発(国家知識産権戦略網 2013年12月9日)
4. 権利侵害の行政処罰情報を検索可能に、国が構築中のデータバンクで(国家知識産権戦略網 2013年12月12日)
5. 広州黄埔税関、知的財産権侵害事件300件を摘発、今年1～11月(新華網 2013年12月14日)

○ 多国籍企業 R&D

1. 蘇寧雲商、米シリコンバレーに R&D 拠点を設置(新華網 2013年11月21日)
2. ファーウェイがテレマティクス分野に進出、初の車載モジュールを公開(新華網 2013年12月6日)
3. ヤフー北京研究開発センター、専利復審委の審判官と交流活動を実施(国家知識産権戦略網 2013年12月16日)

○ 統計関連

1. 工商機関が不正競争54万7300件を摘発、過去20年(工商総局公式サイト 2013年11月28日)
2. 国家知識産権局、PPH 出願4703件受け付け、日米利用者が多い(中国知識産権资讯网 2013年11月27日)
3. 「農業知的財産権創造指数報告2013」発表、創造力が大幅向上(中国知識産権资讯网 2013年12月5日)
4. 第3四半期の特許出願が3割超、構造改善続く(国家知識産権網 2013年12月6日)
5. 専利代理機構が1001社に、出願の6割以上を代行(国家知識産権網 2013年12月13日)

○ その他知財関連

1. 第1回アジア太平洋知的財産権フォーラム、蘇州市で開催(中国法院網 2013年11月18日)
2. 米大使館、2013年度知的財産権円卓討論会を開催(国家新聞出版署 2013年11月15日)
3. バーバリーの格子柄商標、3年間不使用で取消、民間企業が5億元賠償を要求(新華網 2013年11月22日)
4. 中国の珠算、無形文化遺産に登録(新華網 2013年12月6日)
5. 中韓が「5G」技術開発で協力、情報通信技術で初の戦略対話(商務部公式サイト 2013年12月10日)
6. 「メイド・イン・チャイナ」の品質が躍進、米国に大幅に近づく＝米紙(新華網 2013

年12月15日)

●ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. CFDA、「薬品登録管理弁法」改正案を公表、パブコメを募集★★★

国家食品薬品監督管理総局（CFDA）は先日、「薬品登録管理弁法」改正案を公表した。12月13日まで一般向け意見募集を行う。改正案には後発薬の審査申請や薬品イノベーション奨励などの内容が盛り込まれた。

中国においては、2008年中国専利法の第3次改正が行われ、第69条で「行政審査に必要な情報を提供するために、他人の特許権を実施する場合は特許権の侵害にあたらぬ」とするボーラー条項を導入して、後発医薬品メーカーがCFDAの承認を得るために行う臨床試験が侵害行為に該当しないこととなった。しかし、現行「管理弁法」には「後発品の許可申請を特許満了日の2年前から受理し審査する」という時間的制限が設けられているため、後発薬の発売はある程度遅延され、特許保護期間が実質上、延長されている。こういった現状の改善を狙い、改正案は「特許満了日の2年前から受理し審査する」という時間的制限を削除した。これにより、薬品登録の段階においては特許侵害という問題はなくなる。これに合わせて、薬品発売後の特許紛争の処理の時間的原則も「薬品が登録申請の過程」から「薬品の発売後」に修正されている。

「薬品登録管理弁法」改正案の全文とコメントの提出方法は、CFDA公式サイトの下記ページから閲覧することができる。

(出典：国家食品薬品監督管理総局公式サイト 2013年11月18日)

★★★2. 国務院法制弁、立法プロジェクトについて提案を公募★★★

国務院法制弁公室は政府の立法作業を強化、改善するのを狙い、立法プロジェクトについての提案を一般向け募集することを決定した。

募集の内容は改革開放の全面的な深化、政府職能の転換促進、民生の保障・改善、社会公正の維持、環境・資源保護、政府活動の強化などに係わる立法すべき法律、行政法規。提案書には立法すべき法律の名称、必要性、可能性と、解決する課題、確立する制度などの内容を明記する必要がある。

提案募集の締切日は12月10日。郵送（北京市2067信箱 郵便番号100035）または電子メール（zjgg@chinalaw.gov.cn）で提出することができる。

(出典：国務院法制弁公室公式サイト 2013年11月26日)

★★★3. 遼寧省専利条例、特許詐称に最高20万元の制裁金★★★

遼寧省第12期人民代表大会常務委員会の第5回会議で11月29日採択された「遼寧省専利条例」は、権利侵害行為への処罰の度合いをさらに強化した。専利（特許、実用新案、意匠を含む）権を取得していない製品またはその包装に専利標識を表示するなどの違反行為に最高20万元の制裁金が科される。

権利が無効または期限満了になった製品への標識表示や他人の専利番号の冒用なども処罰の対象に含まれる。実用新案、意匠の場合は5000元、特許の場合は1万元の制裁金を科するが、深刻な違反行為には5万元から20万元に処することができる。

処罰強化の内容のほか、「専利条例」には職務発明者への報酬制度の設立や専利権によ

る出資、譲渡の奨励などに関する規定も盛り込まれている。

(出典：遼寧省人民政府サイト 2013年11月30日)

#### ★★★4. 国家知識産権局、専利法改正シンポジウムを開催★★★

国家知識産権局は11月27日、専利法改正に関するシンポジウムを北京で開催した。企業関係者や専門家など各界の代表が出席し、専利法改正におけるホットな問題について意見を交わした。

シンポジウムで企業関係者は専利法改正による専利権の保護強化を呼び掛けた。政府や研究機構の代表は行政法執行、無効宣告決定、行政調停の司法確認、懲罰的賠償などの問題について踏み込んで議論した。関連課題の研究を担う専門家からそれぞれの研究成果、改正方案が紹介された。

華為技術（ファーウェイ）や騰訊（テンセント）、百度（バイドゥ）を含めた企業のほか、全国人民代表大会（全人代）教科文衛委員会、全人代常務委の法制活動委員会、国家知識産権局、国家版權局、国家工商行政管理政局などの政府部門と、中国人民大学、同済大学、中国科学院大学、中国専利保護協会の関係者がシンポジウムに出席した。

国家知識産権局が今年1月に国務院に提出した専利法改正案は現在、国務院法制弁公室で審査中である。今回のシンポジウムは5月に同局が行った専利法改正シンポジウムの成果を踏まえて開催されたもので、改正作業がいつそう推進されることが期待される。

(出典：国家知識産権戦略網 2013年11月29日)

#### ★★★5. 遼寧省、新「専利条例」で処罰の自由裁量権が廃止★★★

遼寧省の第12期人民代表大会常務委員会の第5回会議で採択された「遼寧省専利条例」は来年3月1日から施行される。遼寧省の知的財産権戦略を構成する重要な一部である同条例は、専利（特許、実用新案、意匠を含む）の創造・運用・保護・管理を指導するとともに、イノベーション活動に法的保障を提供する。

遼寧省の専利に関する唯一の地方法規は1998年施行の「遼寧省専利保護条例」。時代の変遷につれ、特許活動の現状に対応できなくなるため、省知識産権局は2009年から新「条例」の起草作業に乗り出した。新「条例」は専利賞の設置、発明者の評価などの面で大きな進歩が見られている。

この中、違法行為の制裁金について、軽微な事件に1万元、深刻な事件に5万元、非常に深刻な事件に20万元とそれぞれ明確な金額を規定し、自由裁量権を廃止した。処罰の度合いを強化するための省人大の試みの1つであるという。

(出典：国家知識産権戦略網 2013年12月10日)

### ○ 中央政府の動き

#### ★★★1. 中国・EU イノベーション協力対話、複数分野で協力合意★★★

11月21日に北京で行われた第1回中国・EU イノベーション協力対話で、双方は複数の分野における科学技術イノベーションの協力について合意した。対話は第15回中国 EU 指導者会合で締結された「中国 EU イノベーション協力対話共同声明」に基づき開催された。

双方はイノベーションが経済発展の持続性を促進し、経済・社会関連課題を解決する重要な手段であることを確認し、イノベーション政策に関するそれぞれの意見を交わし、協力強化の行動、措置を議論した。

会議では、▽農業・食品・バイオ技術分野の新しい協力計画の実施▽経済的、戦略的な共通利益を持つ産業群における産学研協力の展開▽航空工業分野の協力事業の奨励▽次

世代移動通信（5G）やモノのインターネットなどを含めた情報通信技術分野における産学研協力の強化——などについて合意が達された。双方は目標の達成に向け、イノベーション協力専門家グループを設置することも決定した。

第2回中国・EUイノベーション協力対話は2014年に欧州で開催される。

（出典：新華網 2013年11月22日）

### ★★★2. 発展改革委が企業技術センター評価結果を公表、特許が重要な指標に★★★

国家発展・改革委員会は先日、国が認定する企業技術センターについての評価結果を公表した。評価の結果で発明・特許が国家級企業技術センター認定の重要な指標となったことが分かった。

関係者によると、国家級企業技術センターの認定を通過した企業の殆どは知的財産権で優位性を持つ企業である。今回の評価で海爾集団（ハイアール）など45社の技術センターの得点が90点以上だった。

国が公表した企業技術センター評価標準には、▽発明・特許、▽研究・開発・実験の条件整備、▽技術イノベーション能力、▽コア技術など自主的知的財産権が評価体系の重要な要件として盛り込まれている。

（出典：国家知識産権戦略網 2013年11月29日）

### ★★★3. 国家知識産権局、7つの産業専利分析報告書を発表★★★

国家知識産権局はこのほど、公式サイト「産業専利分析報告発布」コーナーに7つの産業専利分析報告書を発表した。同局が産業別に専利（特許、実用新案、意匠を含む）の実態と動きを分析した報告書を発表するのは初めてである。

7つの産業はそれぞれ、液体充填機、パワー半導体デバイス、近距離無線通信、LCD モジュール、スマートテレビ、高性能繊維、高性能ゴム。報告書は各産業の専利の全体的な動き、実態についてマクロ分析を行ったほか、技術や市場、産業政策、法律などを踏まえてコア技術、重要専利出願者、重点製品について詳しく分析した。また、専利に係わる訴訟、買収合併、産業連盟、パテントプールなどの情報も盛り込まれている。

国家知識産権局は今後、専利分析の範囲を一層拡大し、その他の分野についても分析報告書を作成、発表する予定だ。

（出典：国家知識産権戦略網 2013年12月5日）

### ★★★4. 中英特許審査ハイウェイ試行プログラム、来年7月から実施★★★

国務院の李克強総理とキャメロン英国首相が12月2日北京で会談を行った後、両国は投資、科学技術、金融、司法などに係わる10の協力文書を締結した。この内、国家知識産権局の田力普局長と英国知的財産権庁のジョン・アルティ長官は特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラムを来年に実施することで合意した共同コミュニケに署名した。

2日午後に行われた両庁長官会合で、双方はPPHと2014年度協力計画などについて意見を交わし、協力と交流を一層進めていきたいと表明した。

両庁間の協力事業の新しい出発点になる中英 PPH 試行プログラムは2014年7月1日から実施する。統計によると、英国企業は中国で計2万4221件の特許を出願し、今年1～10月の出願件数は1500件を超えたという。

（出典：国家知識産権網 2013年12月4日）

### ★★★5. 全国著作権標準化技術委員会が北京で設立、国家標準作成などを担当★★★

国家新聞出版広電総局（国家版權局）の批准を受け、全国著作権標準化技術委員会が7日、北京で設立大会を開いた。同委員会の設立で中国の著作権標準化活動分野の空白が埋められた。

著作権標準化活動に係わる技術機構として、同委員会は、著作権標準化活動の方針、政策、技術措置に関するアドバイスの提案や、国家標準と業界標準の策定・改正の計画作成、著作権関連標準の研究などに携わる。

関係者によると、一般向け意見募集中の「デジタル著作権唯一識別符号」の外に、「デジタルコンテンツ著作権オリジナルデータ」と「デジタル作品著作権登録情報オリジナルデータ規範」など標準の策定に向けた研究作業も進められているなど、中国の著作権標準化活動は現在、一定の成果を上げている。今後は業界標準と国家標準の策定計画、研究を一段と推し進めていく方針だという。

（出典：新華網 2013年12月9日）

#### ★★★6. 2013年度中国知的財産権海外交流活動、5日にワシントンで開催★★★

中国政府が主催する「2013年度中国知的財産権海外交流活動」は5日、米ワシントンで開催された。中米両国の関係者が出席し、知的財産権に係わる具体的な問題と協力事業について意見交流を行った。

中国の最高人民法院（最高裁）、最高人民検察院、全国権利侵害模倣品取締弁公室、商務部、税関総署、工商総局、質検総局、国家知識産権局、国家版權局、米国の通商代表部（USTR）、米国特許商標庁、米商務省などの両国政府関係者と、企業や研究機構からの関係者約100名が参会した。

在米中国大使館の陳福利参事官（知的財産権担当）は開幕式で演説し、中米間の知的財産権交流を重視する中国政府の考えを表明し、米国を含めた世界各国との知的財産権交流に開放的な姿勢で向かうと語った。米国特許商標庁の関係者は中国政府が知的財産権保護で収めた実績を賞賛したうえ、この分野での更なる進展を望むと期待を示した。

中国の知的財産権制度と保護成果をPRし、知的財産権分野の国際協力を促すために、中国商務部は2011年から海外における中国知的財産権交流活動を催してきた。今年は3回目の開催となった。

（出典：新華網 2013年12月7日）

#### ★★★7. 第19回中韓特許庁長官会合が北京で開催、全面協力覚書などを締結★★★

中国国家知識産権局（SIPO）と韓国特許庁（KIPO）の第19回長官会合は12月9日、北京で行われた。SIPOの田力普局長とKIPOの金榮敏長官が出席し、知的財産権分野における全面的協力に関する覚書を含む複数の協力協定に署名した。

会議で両長官は今年の協力事業を回顧し、連絡官の相互派遣、特許審査ハイウェイ、共同検索・審査プロジェクト、分類協力、自動化協力などのテーマについて意見を交わした。全面的協力覚書の締結について、田局長は、「両国の知的財産権分野における戦略的協力の全面強化を意味するもので、双方の協力史上の一里塚となる」との認識を示した。

全面的協力覚書の外、双方は「第19回中韓特許庁長官会合概要」と、特許審査ハイウェイ施行期間延長に関する共同声明などの協力協定にも署名した。これらの文書には双方がこれまで続けてきた従来の協力事業と今後の新しい協力事業の内容と方針が盛り込まれている。

（出典：国家知識産権網 2013年12月11日）

**★★★8. UKIPO が工商総局を訪問、協力強化などで会談★★★**

国家工商行政管理総局の劉俊臣副局長は12月5日、英国知的財産庁（UKIPO）のアルティ長官と北京で会談した。劉副局長は、中国の商標登録と保護の状況を紹介し、両国の知的財産権当局が交流、協力を一層進め、2014年の協力計画を徹底し、双方の知的財産権保護レベルの向上に共に努めてほしいと表明した。

アルティ長官は英国の商標に係わる立法活動と法執行活動の最新状況を説明した。さらに双方が経験交流を行い、商標をめぐる立法、審査などの分野で協力を一層強化していきたいと期待を示し、中英知的財産権シンポジウムの開催に向け提携のあり方を国家工商総局と協議することを望むと語った。

双方は会議で、図形商標の対比、商標品質管理、商標審査効率の向上などの問題についても意見を交わした。

（出典：工商総局公式サイト 2013年12月10日）

**★★★9. 第24回 JCCT、19日から開催、米国側関心事項に知的財産権など★★★**

中国国務院の汪洋副総理と米商務省のプリツカー長官、フロマン通商代表が共同議長を務める第24回中米商業貿易合同委員会（JCCT）は12月19～20日に北京で開催される。米国通商代表部（USTR）は13日、今年の会議では知的財産権法執行、商品・サービス市場アクセス、規制障壁除去の3課題に焦点を当てることを表明した。

JCCTは経済貿易に関して両国政府間で最初に確立されたハイレベル対話メカニズムの1つで、これまで23回開催された。中米の経済貿易関係の安定した発展と協力の拡大のために、かけがえのない役割を果たしてきた。

第24回は両国の新政権発足後に初めて行われる JCCT となる。双方は前回 JCCT 以来の成果を回顧し、それぞれの関心を寄せている課題について意見を交わした。中国はハイテク輸出規制の緩和、中国企業の米国進出に対する公平な待遇、知的財産権保護協力の強化、農産品検疫、貿易救済調査などの面で米国が適切な措置を講じるよう求める方針を示している。

中米両国は互いに第2の貿易パートナーである。中国側の統計によると、今年、双方の商品貿易総額は5000億ドルを、サービス貿易総額は400億ドルを、双方向の投資額は1000億ドルをそれぞれ超える見込みだ。

（出典：商務部公式サイト 2013年12月16日）

○ 地方政府の動き

**★★★1. 上海税関、知的財産権保護で市公安局と協力覚書締結★★★**

上海税関はこのほど、知的財産権保護協力の強化に関して市公安局と覚書を締結した。双方はこれをきっかけに連絡、協力を一層密にし、知的財産権行政法執行と刑事司法との効果的な連携を強化し、上海税関における知的財産権保護を共に推し進めていくこととしている。

上海税関は昨年、知的財産権侵害事件348件を摘発し、総額5280万元に上る権利侵害貨物1870万点余りを差し押さえた。今年1～9月、同税関は権利侵害の疑いがある事件34件について公安機関に通報した。この内15件が公安機関で立件され、立件率が44.1%に達する。

（出典：上海市政府公式サイト2013年11月15日）

**★★★2. 上海、集積回路知的財産権登録費用に補助金、最高2500元★★★**

上海市は、集積回路（IC）の知的財産権保護を支援するために、IC設計産業のイノベ



一シヨンコストの低減を狙う財政支援策を打ち出した。上海市の IC 設計企業が国の関連部門で集積回路配置図の登録を行う時の費用は市財政局が補助金を支給することとなる。

上海市知識産権局と市財政局が共同で打ち出したこの施策は、登録費、証書費と代理機構を通じて登録する際の代行料金が補助範囲で、1件の登録には2500元を上限に実際の額に基づいて支給される。

補助対象は今年7月24日以降に国から配置図登録証書を発行されたもので、補助金を申請できる期限は証書発行後の6ヶ月以内である。市知識産権局は登録を済ませた企業に早めに手続を行うよう注意を呼び掛けている。

(出典：上海市政府公式サイト2013年11月28日)

### ★★★3. 専利復審委と北京市知識産権局、企業の「真の声」に耳を傾ける★★★

国家知識産権局の専利復審委員会と北京市知識産権局は実務的で高効率な協力体制の確立と、専利業務の効率向上を狙い、今年5月に双方の協力事業に関する「2013年度活動計画」を締結した。双方は展示会における法執行活動や企業を対象とする調査研究で提携を密にすることで合意した。

北京市知識産権局の潘新勝副局長によると、専利復審委の要請に基づき同局は海淀区の企業21社を対象に選定し調査研究活動を始めた。現在は小米科技と百度の2社で調査を進めている。

対面交流により審査官が企業の「真の声」に耳を傾け、企業のニーズを確実に把握することができるだけでなく、審査官にとっては専門知識の充実と業界最新状況の理解に役立つ場となった。「良い効果を上げている」と潘副局長が語る。

一方、専利復審委の関係者は、「地方の知識産権局、企業との協力、交流を絶えず強化し、企業の知的財産権の創造・運用・保護・管理の能力向上に努めて行く」と表明した。

(出典：国家知識産権網2013年12月5日)

### ★★★4. 重慶市、LED 産業の特許分析成果に関する推進会を開催★★★

国家知識産権局と重慶市知識産権局が共催する「LED 照明業界特許分析成果推進会」はこのほど、重慶市で行われた。重慶市の LED 産業の企業、研究機構、産業パーク、代理機構などの関係者が参会した。

国家知識産権局専利局の電学発明審査部からの専門家は LED 産業の特許状況、侵害訴訟、国際 LED 照明特許ライセンス計画などの問題について説明、分析を行った。また、推進会では世界の LED 産業における特許出願の動き、パテントポートフォリオと、LED 業界の訴訟事例、国内企業が巻き込まれた337調査事例などに関する分析成果が紹介された。

LED 照明業界特許分析成果は、国家知識産権局が進めている戦略的新興産業、ハイテク産業特許分析作業で収めた成果の1つで、特許分析方法の普及と LED 産業の発展促進、イノベーション推進に重要な意義があると見られる。

(出典：国家知識産権網2013年12月4日)

### ★★★5. 天津市科学技術委、イノベーション人材推進計画の実施プランを発表★★★

天津市科学技術委員会がこのほど発表した「天津市イノベーション人材推進計画実施プラン」で、体制革新と政策的環境改善を通じてハイレベルのイノベーション・起業人材を養成し、天津市の技術系中小企業の発展を人材面で支える目標が掲げられた。

この計画によると、天津市は2020年までに若年層の技術イノベーション人材100名、優れた起業人材、企業家300名、重点分野における150のイノベーションチームを育成し、重

点分野と戦略的新興産業の技術革新力の向上に努めることとしている。

天津市がこの前に打ち出した「新型企業家養成プロジェクト」と「ハイレベルイノベーション技術リーダー人材計画」に比べて、今回の人材推進計画は「長期的育成計画で、個人の潜在力と発展の持続可能性をより重視するものだ」と市科学技術委の賈堤副主任が説明した。

(出典：新華網2013年12月9日)

#### ★★★6. 上海の知的財産権取引額と担保融資、逐年増加傾向に★★★

上海市は所有権取引市場を通じて知的財産権資源配置の市場化を実現している。上海連合所有権取引所がこのほど発表したデータで、上海市の知的財産権取引額と担保融資額は逐年増加していることがわかった。

同取引所の統計によると、2011年から現在までの上海市の知的財産権取引は1221件、総額は1355億2600万元だった。取引対象はバイオ医薬、先端製薬、電子通信、コンピューター・ソフトウェアサービスの多岐にわたる。また、知的財産権担保融資は126件、融資額は263億1000万元となっている。

上海連合所有権取引所の知的財産権取引センターでは、権利所属の確認から清算・決済、権利所属変更手続を含む知的財産権取引の各段階のサービスが提供されている。このほか、取引所は評価会社、特許事務所、担保会社、銀行と提携して、知的財産権担保融資に対する共同審査を実施するなど、知的財産の資本化、産業化をサポートするよう取り組んでいる。

(出典：新華網2013年12月7日)

#### ★★★7. 浙江省知的財産権保護支援センター、知的財産権制度集を編纂★★★

浙江省知的財産権保護支援センターはこのほど、初めて編纂した知的財産権制度集を発表した。センターの実務活動の規範化と保護支援業務の展開に寄与することが期待される。

制度集には2005年以来国家知識産権局と浙江省が発布した権利保護支援関連の規定がまとめられている。特に同センターが今年7月以後実施した各制度が中心となっている。このほか、保護支援業務関連文書の書式・様式なども盛り込まれている。

同制度集の編纂作業は今年年初に始まり、国内各地方の権利保護支援機構の経験を参考にし、意見募集や内部討議を重ねるうえ浙江省の実情を踏まえて進められてきた。制度集に収録された、省科技厅、工商局、新聞出版局、知識産権局が共同発布した知的財産権事件に関する部門間移送フローは国内初の省レベルの部門間移送手続規定として注目が集まっている。

(出典：国家知識産権網2013年12月7日)

#### ★★★8. 深セン市、つくば市のイノベーション人材を狙い「英才懇親会」実施へ★★★

国際科学都市・つくば市の最大の資源である科学技術人材を狙い、深セン市政府が14日、現地で「深セン市・つくば市海外英才懇親会」を実施した。これは、深セン市が日本で開催した初の大型エリート人材懇親会となった。

深セン市駐日経済貿易代表事務所の于智栄・代表によれば、国際トップレベルの科学都市であるつくばでは、127カ国の外国人研究員5千人以上が研究に励んでおり、そのうち中国人は約35%を占める。これが、深セン市政府がつくばを、中国国外でエリート人材招致懇親会の第一回開催地に選んだ決め手だったという。

于代表によれば、海外で活躍する優秀な中国人研究者が帰国し、深セン市内の企業で就業するように、同市政府は2011年、海外ハイレベル人材を招致する「孔雀計画」を打ち出した。イノベーションを加速させている深センは、強大な研究開発創造力と優れた産業統合環境を備えている。世界中の優秀な研究員を同市に招致し、活躍してもらうように、今後とも励んでいく方針だ。

(出典：新華網2013年12月17日)

### ★★★9. 江蘇、浙江、上海の工商局、公正取引に関する法執行協力で会合★★★

江蘇省、浙江省、上海市の3地方が公正取引の法執行協力を討議する「第6回公正取引法執行協力会合」はこのほど、浙江省嘉興市で行われた。浙江省工商局が主催した今回会合に国家工商行政管理総局・反不正等競争執法局の任愛栄局長が出席し演説した。

会議で3地方の工商局の責任者がそれぞれの法執行業務の実態と協力活動の推進状況を紹介した。商業賄賂、営業秘密保護、競争制限行為に関する法条競合、法整備などの課題について参会者らが踏み込んだ意見交換を行った。

全国の先頭に立って確立された「江蘇・浙江・上海地域公正取引法執行協力体制」について、任局長は、「相互に支援し合うメカニズムで優位性の相互補完と資源の共有が実現し、地域の法執行活動が効果的に推進されている」とし、不正競争取締りや経済検査などの活動で3地方の工商部門が収めた実績を評価した。

(出典：工商総局公式サイト2013年12月16日)

## ○ 司法関連の動き

### ★★★1. 三中全会「決定」：知的財産権裁判所の設立を模索★★★

中国共産党中央委員会の第3回全体会議（三中全会）で採択され、11月15日に公表された「改革の全面的深化に係わる若干の重大問題に関する中共中央の決定」は、「知的財産権の運用、保護を強化し、技術イノベーション奨励メカニズムを整備し、知的財産権裁判所の設立を模索する」と明記した。イノベーション奨励と司法改革の重荷を担うものと見られて法曹界の注目を集めている。

「決定」にはまた、▽行政主導と部門分割の現状を変え、技術イノベーションプロジェクトと経費の分配、成果の評価を市場に任せる体制を確立すること、▽技術市場の発展を進め、技術移転体制を整備すること、▽科学技術系中小企業の融資環境を改善し、ベンチャー投資体制を整備すること、▽ビジネスモデルの刷新、技術成果の資本化、産業化を促進すること——などの内容が盛り込まれている。

(出典：新華網 2013年11月17日)

### ★★★2. 「ネット上の反独占訴訟の第一事件」、最高裁で審理開始！★★★

中国のセキュリティーソフト大手、北京奇虎科技（奇虎360科技）が騰訊（テンセント）による「市場での支配的地位の乱用」を訴えた裁判は、26日に中国の最高人民法院（最高裁）で審理が始まった。『独占禁止法』が発効して6年間、最高裁がインターネット事業での独占禁止法の適用について初めて判断を示す公判として注目されている。

係争の発端は、テンセントのインスタントメッセージアプリ「QQ」がユーザーのパソコンに保存された文書をスキャンしているとして、2010年に奇虎360科技が同機能を防ぐソフト「360扣扣ボディガード」を発表した。これを受けて、テンセントは2010年11月に奇虎360科技のソフトをインストールしたパソコンにQQサービスの提供停止を宣言した。このため、ユーザーは両社のソフトのうち一方しか使えない二者択一の状態に追い込

まれた。

その後、テンセントは奇虎360科技を不正競争で訴え、半年後、奇虎360科技はテンセントが市場支配の地位を乱用しているとして提訴し、互いに相手を訴える法廷闘争に発展した。

広東省高級人民法院（高裁）が今年3月に下した判決では、テンセントによる市場支配を認定せず、原告の奇虎360科技が敗訴。奇虎360科技は判決を不服とし、最高人民法院に上訴した。

（出典：中国知識産権资讯网 2013年11月27日）

### ★★★3. 百度：動画サイトとの著作権侵害訴訟で一審敗訴、49万元の損害賠償★★★

12月1日、北京市海淀区人民法院（裁判所）は、優酷土豆グループが百度に対して起こした著作権侵害訴訟の一審判決を言い渡した。判決で、百度の権利侵害を認め、権利侵害行為の即時停止と総額49万1000元の損害賠償金を命じた。

今回の事件は優酷土豆グループが独占的なネット伝播権を有する映画・ドラマ作品18件が、百度の視聴アプリケーションから視聴者に無断提供されていた行為をめぐって争われたものである。

11月13日、中国インターネット企業の騰訊（テンセント）や、ポータルサイト運営大手の搜狐（SOHU）、優酷土豆グループなどから成る「反海賊版連盟」が、「中国ネット動画反海賊版合同行動」の声明を発表し、百度に対して総額3億元の損害賠償を請求した。連盟ではメンバー各社がそれぞれ百度に対して、訴訟を提起することになっており、今回優酷土豆の著作権侵害事件もその中の1つである。今回の勝訴は今後「反海賊版連盟」のその他の事件を判断する際の参考になるかもしれないと、業界では見られている。

「反海賊版連盟」には、アメリカの映画協会（MPAA）や、日本のコンテンツ海外流通促進機構（CODA）なども含まれている。

（出典：新華網 2013年12月3日）

### ★★★4. 北京高裁、ショッピングセンターにおける商標権侵害問題シンポジウムを開催★★★

北京市高級人民法院（高等裁判所）はこのほど、ショッピングセンターにおける商標権侵害問題を議論するシンポジウムを開催した。秀水街市場、王府井百貨など13のショッピングセンターとコカコーラなど商標権利者からの代表が招かれ、「出店者に対する日常管理と知的財産権保護」、「商法権保護と苦情受付手続」、「権利保護に関する問題と解決策」などのテーマをめぐって、実務課題や市場管理責任、賠償額などについての意見交流が行われた。

会議に出席した裁判官は主体確認、侵害商品認定、市場責任、賠償額認定などについて意見を述べたうえ、工商部門と提携して情報共有を実現する必要性を強調した。

ショッピングセンターの代表らは直面している課題と困難を訴えた。一方、参会者は市場管理者が店舗に対する管理を強化しなければならないとの認識で一致した。

（出典：工商総局公式サイト 2013年12月12日）

## ○ ニセモノ、権利侵害問題

### ★★★1. 上海市工商局、「傍名牌」取り締まりを強化、782件摘発★★★

上海市工商局は今年4月から「傍名牌」（有名ブランド便乗使用）を取り締まる特別法執行活動を実施し、省を跨ぐエンフォースメントやネット監視強化などを通じて目覚ましい

成果を収めた。各工商機関は模倣品の製造販売拠点65カ所、「傍名牌」事件782件を摘発した。

日用品と建築・装飾素材、農産品などを重点としたこの特別活動を、上海市の工商機関は関連部門と手を携えて共同で進めてきた。徐匯区工商支局は公安機関と協力して複数回のエンフォースメントを実施し、「傍名牌」61件を摘発し、この内の5件を公安機関に移送した。市工商局は浙江省、河北省の工商部門の協力を得て、河北省に製造拠点を置きタオバオ（淘宝）でネット通販をしていた業者を摘発し、総額50万元の模倣品を差し押さえた。

市工商局の責任者は、同局はインターネット上の監視、調査に重点を置いてネット通販に係わる「傍名牌」販売を厳重に取り締まっていくと表明した。

（出典：工商総局公式サイト 2013年11月27日）

### ★★★2. 出版社30社とタオバオ、海賊版図書通販の取り締まりで提携強化★★★

30の出版社を代表する「京版十五社反海賊版連盟」と浙江淘宝網絡公司（タオバオ）はこのほど、「図書著作権保護補充協定」を締結し、海賊版図書のオンライン通販取り締まりで協力を一層強化することで合意した。

オンラインショップを利用した海賊版図書の通販はここ数年、深刻な状況にある。一方、販売手段の分散化、巧妙化が進むなどの原因で、出版社としては権利保護の困難さが増している。このため、反海賊版連盟は昨年6月8日にタオバオと「著作権保護の協力強化に関する覚書」を締結し、電子商取引分野における図書の著作権保護の強化に手を携えることになった。過去1年間における協力で、タオバオに出店した数百のオンラインショップが海賊版販売で閉鎖されたなど、多くの実績を上げている。

これまでの協力モデルを改善し、実店舗の海賊版摘発も含めた全面的な著作権保護を実現することを目指し、双方は今回の補充協定を締結した。

（出典：中国知識産権资讯网 2013年12月5日）

### ★★★3. 広東省工商局、全国で最も多い商標違法・侵害事件を摘発★★★

広東省工商局は知的財産権監視管理の長期体制の構築に向け、商標保護の快速対応と重大事件の応急処置メカニズムの整備に努めている。同局が広東省税関、珠江デルタ地域や香港マカオの関連当局と確立した協力体制で、監視管理業務の効率が向上し、目覚ましい成果が上げられている。

統計によると、広東省は昨年、各種類の商標に係わる違法、権利侵害事件1万1076件を摘発し、犯罪の疑いがある369件、容疑者332人を司法機関に移送した。摘発件数と移送件数、容疑者数はいずれも国内で最も多かった。

商標をめぐる権利侵害、違法行為を厳しく取り締まるとともに、広東省は商標登録とブランド育成にも積極的に取り組んでいる。商標登録件数が増加し続け、有効登録件数が18年連続で全国首位に立っている。今年6月末の有効登録件数が102万9257件で、3年前倒して100万件の目標を達成したほか、同省の中国馳名商標が445件に達し、2007年より3倍も増加した。

（出典：国家知識産権戦略網 2013年12月9日）

### ★★★4. 権利侵害の行政処罰情報を検索可能に、国が構築中のデータバンクで★★★

全国権利侵害模倣品摘発活動指導グループ弁公室の柴海濤副主任は12月10日、国は企業の誠実信用情報データ交換システムの整備を急いでおり、来年に権利侵害・模倣品に係わる行政処罰情報を同システムに取り込むことを明らかにした。

指導グループの日常業務を担当する商務部が開いた記者会見で柴副主任が表明した。構築中の「企業誠実信用アーカイブデータ交換プラットフォーム」は、権利侵害模倣品摘発の中央データバンクとも呼ばれる。工商局の企業登録情報のほかに、全国の権利侵害・模倣品に係わる行政処罰の関連情報も取り込まれる予定。過去3年の統計によると、権利侵害・模倣品関連事件は毎年20万件を超えている。

「実現すれば、模倣品識別がより便利になる。透明度が向上し、処罰を受けた企業の商品を購入しない又は取引をしない権利を消費者やその他の企業に与えるのだ」と柴副主任が語り、「誠実信用改善事業から見れば大きな変化だ」と指摘した。

(出典：国家知識産権戦略網 2013年12月12日)

#### ★★★5. 広州黄埔税関、知的財産権侵害事件300件を摘発、今年1～11月★★★

広州市黄埔税関は今年、税関総署の統一した計画に基づき、知的財産権侵害と模倣品製造販売を摘発する特別行動を進めたほか、「中米税関知的財産権共同エンフォースメント」などを実施し、輸出入に係わる知的財産権侵害行為を厳重に取り締まるように努めてきた。

今年1～11月、黄埔税関は知的財産権侵害に係わる事件およそ300件を摘発し、権利侵害の疑いがある貨物1000万点を差し押さえ、税関の知的財産権保護で顕著な実績を上げた。同税関は、過去3年間に権利侵害貨物を最も多く摘発した国内税関の1つである。

(出典：新華網 2013年12月14日)

### ○ 多国籍企業 R&D

#### ★★★1. 蘇寧雲商、米シリコンバレーに R&D 拠点を設置★★★

中国国家電量販最大手の蘇寧雲商は19日、米カリフォルニア州シリコンバレーで研究開発(R&D)センターを開業した。同社にとって初の海外研究開発拠点となる。初期投資額は500万米ドル。

同研究院は米カリフォルニア州のパロアルトに設立され、スマート検索と正確なマーケティング、ビッグデータ、高性能計算、ネット金融などを重点研究対象とする。今後、すでに運営を開始している蘇寧北京・南京研究開発センターと共に、蘇寧のインターネットへのモデルチェンジとクラウドコマースを共同推進するという。

張近東・董事長によると、シリコンバレーのほか、NY、シアトルなどにも研究開発拠点を設置する予定。シリコンバレーセンターの研究員数は2014年に50人規模、向こう3年で200人規模に引き上げる計画だ。これらの研究成果の最終目標は、蘇寧のオンライン・オフライン融合の優勢の拡大により、世界の小売業の新モデルを創造することだという。

(出典：新華網 2013年11月21日)

#### ★★★2. ファーウェイがテレマティクス分野に進出、初の車載モジュールを公開★★★

中国通信設備大手のファーウェイ(華為技術)は11月27日、同社が開発した初の車載通信モジュール ME909T を公開し、テレマティクス分野に進出することを正式に発表した。

同社関係者によると、ファーウェイは2011年にテレマティクス分野の投資規模を拡大した前からも同分野の研究開発に携わっていた。今後は年間1億元以上の投資を続け、年商50～60億元のテレマティクス・モジュール分野のリーダー企業を目指す。一方、ファーウェイの年間研究開発費は約300億元で、テレマティクス分野への投資は大海の一滴としか言えない。

中国の自動車生産台数は2015年に2500万台に達し、テレマティクス搭載車種は高級車か

ら一般車まで拡大されることが見込まれる。また、中国ではテレマティクスを搭載した車が10%を超え、市場規模が1500億元以上に達する見通し。ファーウェイの外に、エリクソンやノキアシーメンス、中興通迅などの国内外の通信設備大手も同分野に参入している。(出典：新華網 2013年12月6日)

### ★★★3. ヤフー北京研究開発センター、専利復審委の審判官と交流活動を実施★★★

国家知識産権局専利復審委員会の電学クレーム2処の審判官は先日、北京にあるヤフー(Yahoo)の研究開発センターを訪れ、交流活動を実施した。

ヤフー北京研究開発センターの責任者は同センターの設立、コア技術、特許策略などの基本情報について紹介した。専利復審委の責任者は同委員会の概況、業務などを説明した。双方はまた、注目されているビッグデータやクラウドコンピューティングなど技術の発展と権利保護をテーマに交流を行った。

このような活動は審判官が最先端の技術の関連知識、現状、権利保護の実態などを理解する場として評価され、同時に政府と企業間の懸け橋を築き上げることもできた。

(出典：国家知識産権戦略網 2013年12月16日)

## ○ 統計関連

### ★★★1. 工商機関が不正競争54万7300件を摘発、過去20年★★★

中国の工商行政管理機関は過去20年の間に各種類の不正競争54万7300件を摘発した。国家工商行政管理総局・競争執法局の任愛栄局長が27日、「反不正競争法」施行20周年を記念するために行われた記者会見で明らかにした。

市場競争行為の規範化に関する中国初の法律「反不正競争法」は1993年12月1日に施行された。これを受け、工商総局はプレミアム販売や商業賄賂、競争制限、知名商品模倣、営業秘密などに係る80以上の規定を作成し、「反不正競争法」の内容を詳細化した。

任局長によると、昨年未までに各工商機関は商標冒用、知名商品名称・包装の模倣などに係わる事件16万5500件、営業秘密侵害事件900件余りを摘発した。このほか、2005年から実施してきた商業賄賂摘発特別活動で計6万2000件の商業賄賂事件が摘発された。

任局長はまた、工商総局は公平、公正な市場環境の維持を目指し、今後は不正競争に係わる法執行活動を一層進め、市場秩序と消費者利益を損なう不正競争行為を厳重に取り締まる方針であると説明した。

(出典：工商総局公式サイト 2013年11月28日)

### ★★★2. 国家知識産権局、PPH 出願4703件受け付け、日米利用者が多い★★★

国家知識産権局は現在、日本、米国、ドイツ、韓国、ロシアなど12国の特許管理機関と特許審査ハイウェイ(PPH) 試行プログラムを実施している。今年9月末時点の統計によると、国家知識産権局は1071件のPCT-PPH 出願を含む4703件のPPH 出願を受け付けた。海外における特許出願を速め、特許の質の向上にもつながるPPH は国内外の権利者と代理機構から注目を集めている。

国家知識産権局が受け付けたPPH 出願は主に日本、米国の権利者から提出されたものである。一方、華為技術(ファーウェイ) や中興通迅をはじめ、ますます多くの国内権利者がPPH を利用するようになった。6月末時点の国内権利者によるPPH 出願は583件に達し、この内、PCT-PPH 出願は422件だった。200件以上のPPH 出願を請求したファーウェイの関係者によると、米国特許商標庁での出願は以前、FA 期間が2、3年もかかったが、PPH の場合はたった1、2ヶ月で審査待ち期間が大幅に短縮された。

「快速な審査体制である PPH は新しいもので、国内権利者が慣れるまでは一定の時間がかかるが、必ず海外出願を速めるための重要なルートになるだろう」と国家知識産権局審査業務管理部の責任者が語る。

(出典：中国知識産権資訊網 2013年11月27日)

### ★★★3. 「農業知的財産権創造指数報告2013」発表、創造力が大幅向上★★★

先月末に開催された第6回全国農業知的財産権フォーラムで、中国農業科学院傘下の農業知的財産権研究センターがまとめた「中国農業知的財産権創造指数報告（2013年）」が発表された。同報告書によると、中国の農業知的財産権の創造力は昨年大幅に向上し、知的財産権創造で優位性を有する地域も現れた。一方、農業知的財産権の質は改善が待たれるとも指摘した。

昨年末時点の農業分野における特許出願件数は22万7113件、登録件数は6万9851件、有効特許件数は4万9734件だった。しかし、農業従業者1万人当りの保有件数はたった2.2件で、第三次産業の9.5件を大きく下回っている。また、農業に係わる特許登録件数の出願件数に対する比率は48.77%、世界の53.89%に比べて明らかに低いレベルにあり、特許の平均予期寿命も外国の15年より少ない9.5年だった。

報告書ではまた、科学教育機構が農業知的財産権創造の主導役で、企業の創造力は限定的なものであるという現状が明らかになった。このほか、農業植物新品種の出願・登録件数のうち、主要農作物が中心となっている一方、花卉や野菜の比例が増えていることがわかった。

(出典：中国知識産権資訊網 2013年12月5日)

### ★★★4. 第3四半期の特許出願が3割超、構造改善続く★★★

国家知識産権局が受け付けた国内特許出願の比例は3ヶ月連続で30%を超え、10月に36.2%に達した。中国のイノベーション力の向上に伴い、特許、実用新案、意匠の三種類権利の構造が絶えず改善され、権利の質も向上しつつあることが伺える。

国家知識産権局の統計によると、今年第3四半期の国内特許出願は全体の30.7%を占め、前年同期比4.1ポイント上昇した。今年1～9月のこの比例は28.6%。また、15の副省級・計画単列都市の中、12都市は特許出願が全体の30%以上だった。同局関係者によると、特許出願が占める比重の増加で権利出願の質の改善が続き、今年の特許・実用新案・意匠の三種類権利の比例関係が3：4：3になりそうだ。

上海大学知的財産権学院の陶きん良・院長は、構造上の変化から知的財産権の数より質を重視するようになる国の姿勢が伺えると指摘するとともに、中国は企業のコア技術開発を奨励し、知的財産権の運用・保護の強化を含めたイノベーション奨励体制の整備で特許の質を根本的に改善する必要があるとの認識を示した。

(出典：国家知識産権網 2013年12月6日)

### ★★★5. 専利代理機構が1001社に、出願の6割以上を代行★★★

中国の専利（特許、実用新案、意匠を含む）代理機構は1000社の大台を突破し、史上最高の1001社に達した。国家知識産権局条法司の責任者が12月11日明らかにした。

国家知識産権局は、国の知的財産権戦略を徹底するための重要な施策として専利代理業界の発展促進に取り組んでいる。代行サービスの需要増加と政策的環境の改善につれ、国内の専利代理業界は安定的に成長している。2008年、全国の専利代理機構の数が704社、弁理士資格者が9513人、実務に携わっている弁理士が5742人だったが、現在は代理機構が



1001社、弁理士資格者が1万7886人、実務に携わっている弁理士が8861人と大幅に増えた。

同責任者によると、「国家知的財産権戦略」が実施されて以来、中国の専利出願件数が急増し、国家知識産権局が昨年受理した専利出願は205万1000件に達した。これらの出願のうち、約65%は専利代理機構が代行したものである。順調に成長している専利代理業界は国の知的財産権戦略の実施とイノベーション型国家の建設を支える重要な存在となった。

(出典：国家知識産権網 2013年12月13日)

## ○ その他知財関連

### ★★★1. 第1回アジア太平洋知的財産権フォーラム、蘇州市で開催★★★

中国人民大学が主催した第1回アジア太平洋知的財産権フォーラムは11月16日江蘇省蘇州市で開催された。日本、米国、カナダ、韓国、シンガポール、香港、マカオ、台湾、世界知的所有権機関（WIPO）、中国大陸部からの専門家、政府関係者、企業代表200名以上が出席した。

最高人民法院（最高裁）の奚曉明副院長は「中国裁判所の知的財産権司法の理念と政策」をテーマとした基調演説を行った。奚副院長は演説の中で、中国裁判所で講じられている損害賠償額の増加や権利者の挙証負担の軽減などの施策を紹介し、アジア太平洋地域の各国が交流を強化し、知的財産権保護をとともに促進していくよう呼び掛けた。

アジア太平洋知的財産権フォーラムは中国人民大学、カリフォルニア大学バークレー校、ワシントン大学、北海道大学、ソウル国立大学、台湾大学などが共同で立ち上げた。各大学で年1回、交代開催される。

(出典：中国法院網2013年11月18日)

### ★★★2. 米大使館、2013年度知的財産権円卓討論会を開催★★★

在中国米大使館が主催する2013年度知的財産権円卓討論会は11月14日北京で開催された。中国の「国家知的財産権戦略綱要」発布5周年を迎える今年に、著作権法改正、営業秘密保護、知的財産権法執行が今回の討論会における3つの主要テーマだった。全国人民代表大会教科文衛委員会の柳斌傑・主任委員とロック駐中国大使が出席し、それぞれ基調演説を行った。

ロック大使は、イノベーションを中心とする経済には知的財産権保護が必要であるとともに、強力な法執行体制も不可欠だとし、知的財産権保護を高く重視する中国は近年、法整備を絶えず進めてきたが、その道のりはまだ長いと指摘し、中米両国が共通点を見いだして協力を展開することを提案した。

討論会でBSA（The Software Alliance）の代表と参会者が知的財産権の法的保護などのテーマについて討議を交した。

「米国大使知的財産権円卓討論会」は2002年から毎年1回開催されている。中米間のハイレベル対話・交流の場として、中国の知的財産権保護環境の改善に大きく寄与している。

(出典：国家新聞出版署 2013年11月15日)

### ★★★3. バーバリーの格子柄商標、3年間不使用で取消、民間企業が5億元賠償を要求★★★

革製品メーカーの民間企業、路必達馬球公司是11月21日広州市で記者会見を開き、国家商標局がバーバリーの格子柄商標を3年不使用により取消す旨の審決をなしたことを発表した。贅沢品ブランドの商標が取消されたのは今回が初めて。路必達馬球社はまた、バー

バリーに5億元の損害賠償を要求すると示した。

取消されたのはバーバリーが靴・革製品に登録した格子柄の図形商標と文字商標。これにより、外の会社も同じ種類の製品にタータンチェック柄を使用することができ、商標権侵害と訴えられる心配はなくなる。

路必達馬球は1990年に設立された民間企業。同社は記者会見で、商標権侵害の理由で格子柄をデザインした自社製品の国内販売がバーバリーに阻まれ、巨額の損失を受けていたとし、総額5億元の損害賠償を求める方針を示した。

(出典：新華網 2013年11月22日)

#### ★★★4. 中国の珠算、無形文化遺産に登録★★★

アゼルバイジャンで4日開かれた国連教育科学文化機関（ユネスコ）の無形文化遺産政府間委員会会議で、中国の「珠算」が無形文化遺産として認められた。

「珠算」とは、そろばんを使って、数字の計算をする伝統的な方法で、中国では羅針盤、火薬、紙、印刷術と並んで「5大発明」とも称され、すでに中国国家級無形文化遺産に登録されている。

ユネスコの無形文化遺産にはこのほか、日本が申請していた「和食」、韓国が申請していた「キムジャン」の登録も決まった。

中国は2009年から珠算の無形文化遺産登録を目指していた。

(出典：新華網 2013年12月6日)

#### ★★★5. 中韓が「5G」技術開発で協力、情報通信技術で初の戦略対話★★★

中国と韓国の関連部門がソウルで6日、情報通信技術協力をめぐる初の対話「第一回中韓情報通信技術（ICT）」を行った。双方は第5世代移動体通信（5G）技術及びその新サービスの開発で協力することで一致した。同分野で主導権を握ることが狙いである。

今回の戦略対話で、両国はほかに、ICTの主要政策及び現状、ネットワークセキュリティー、IPアドレスの管理、ソフトウェアなどに絡む問題についても討議した。韓国側は、両国が5Gネットワークの開発、インフラ建設、コンテンツ開発などの分野で密接に協力することを提言した。中国政府は今年2月、5G通信技術推進のためのチームを立ち上げた。現在の見通しでは5G技術が実際に応用される時期は2020年ごろがめどとなる。現在、5Gに関する国際規格はなく、複数の国、企業が開発を進めている段階だ。

韓国の報道によると、サムスン電子は今年5月、4Gの20倍の通信速度を持つ5G通信の中核となる技術の開発に成功したと発表した。また中国企業では華為技術（ファーウェイ）が5G技術開発のため、2018年までに少なくとも6億米ドルを投入するとの報道もあった。

(出典：商務部公式サイト 2013年12月10日)

#### ★★★6. 「メイド・イン・チャイナ」の品質が躍進、米国に大幅に近づく＝米紙★★★

米紙「ウォール・ストリート・ジャーナル」が13日報じたところによると、リオ・ティントのサム・ウォルシュ最高経営責任者（CEO）は記者会見で、「当社は中国とインドで製造された設備と他の製品の調達を拡大している。これらの国で製造された製品の質が極めて良いことに気付いた」と話した。新華網が15日伝えた。

中国や他の新たに台頭してきた新興国との市場競争について語る時、アメリカの建築と鉱業設備メーカーは往々にして、自分たちの強みは「品質」とであると強調。しかし、この状況も変わりつつある。

10年間で幾度となく中国の設備メーカーを見てきたJPモルガンのアナリストは「メー

カーによって、品質に大きな差が出る。最も優れているメーカーは改良のペースが驚異的である。建築及び鉱業機械などの世界最大手メーカーであるキャタピラー（米）や鉱山機械メーカーのジョイ・グローバル（米）などといった欧米諸国のメーカーにとっては、競争がより一層激化することを意味する」と指摘した。

よりスムーズな中国市場への進出、製造コストの削減、現地需要へのより効率的な適応を実現するため、キャタピラーやジョイ・グローバルは近年、中国での設備メーカーの買収に力を入れているという。

（出典：新華網 2013年12月15日）

---

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京事務所知的財産権部

北京市建国門外大街甲26号長富宮弁公楼7003 郵編100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : [post@jetro-pkip.org](mailto:post@jetro-pkip.org)

発行 : JETRO 北京事務所知的財産権部

---

※本メールマガジンの新規配信・配信停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信・配信停止 <http://www.jetro.go.jp/mail/>

---

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved